

伊勢地区

合併協議会だより

平成16年7月発行 vol. 2

発行：伊勢地区合併協議会 TEL 0596-21-1020 FAX 0596-21-1022
〒516-0021 伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4 三重県営サンアリーナ内



▲6月10日にサンアリーナ内で開催した第2回小委員会

『新市建設計画』の 原案作成に向けて

小委員会での審議が進行中

伊勢市・二見町・小俣町・御園村の4市町村は、合併を行政効率化の手段としてとらえ、更なる基盤強化と住民の福祉向上に努めることとしています。その具体的な推進施策をまとめたものが「新市建設計画」です。これは、新市の一体性の確保や均衡ある発展を図り、新市発足に際しても非常に重要な役割を担います。現在、協議会委員のうちの学識者（4号委員）11名で構成する新市建設計画作成小委員会が、その原案の作成に携わっています。

■小委員会委員（敬称略）

櫻井 治男（委員長・皇學館大学教授）
岩崎 恭典（副委員長・四日市大学教授）

山崎 智（伊勢市）
前田世利子（伊勢市）
中村 基記（伊勢市）
八木 直己（二見町）
奥野 雅則（二見町）
松家香代子（小俣町）
小久保 勇（小俣町）
大西 勝洋（御園村）
中村 正（御園村）

作成に当たっては、任意合併協議会で作成した「新市将来構想」をベースに、そこに記述された新市の将来像や理念、政策等を勘案しながらまとめることとし、新市の理念に合致する4市町村の事業や新市の財政計画等も盛り込んでいくことになりました。

5月27日に第1回的小委員会を開催し、それ以降、協議会の開催に合わせて毎月2回のペースで検討を重ねています。

最終的に小委員会で作成した原案は、8月ごろに協議会に提案し、住民の皆さんのご意見をお聞きした後、正式に「新市建設計画」として協議会で決定します。

新会長に加藤光徳伊勢市長が就任

4市町村での合併協議が本格的にスタート

伊勢地区合併協議会は、5月27日に第2回協議会を開催し、新会長には加藤光徳伊勢市長が就任しました。以降、毎月2回のペースで協議を重ねています。「合併の方式」や「合併の期日」、「新市の名称」といった合併協定項目の本格的な協議も始まり、新市の方向性も定まっています。今回は、第2回、第3回、第4回の協議会の結果をお知らせします。



▲6月24日の第4回協議会であいさつする加藤光徳会長

第2回協議会

委託業者の報告や 平成15年度決算を審議

5月27日、第2回協議会を伊勢市生涯学習センター「いせトピア」で開催しました。決算等に関する報告事項3件と審議事項1件は、すべて原案通り承認・可決しました。合併協定項目の提案事項9件は、次々回の協議会で審議します。

今回、協議会会長に異動があり、4月の伊勢市長選挙で当選した加藤光徳市長が新たに会長に就任しました。開会に当たり、加藤新会長は、「去る5月13日に伊勢市長に就任して以降、初めての合併協議会ですが、今日まで積み重ねていただいた協議を十分尊重し、4市町村の合併成就に向けて最大限の努力を傾注する決意です。今回の合併は、新たな時代に対応したまちづくり計画や行政システムを構築し、地域の皆様の更なる幸せに

つながるよう、力一杯努力をしてまいりますので、皆様のご理解、ご支援をお願いいたします。」とあいさつを述べました。

■委員の異動

1号委員(市町村長)と2号委員(市町村議会議長)に異動がありました。

4月に二見町と伊勢市で任期満了に伴う町長・市長選挙が行われました。その結果、5月17日に開催した市町村長会議で、水谷光男前伊勢市長に代わって加藤光徳市長を会長に、無投票で再当选した辻三千宣二見町長を引き続いて副会長に選任しました。

また、5月には伊勢市議会と二見町議会で役員改選があり、伊勢市は長岡敏彦前議長から森本幸生新議長に、二見町は濱口憲敏前議長から小野田幸平新議長に、それぞれ交代しました。

報告事項

「平成15年度任意合併協議会決算」と「分権システム研究会の調査結果」「委託業者選定結果」の3件を報告しました。

■平成15年度任意合併協議会決算

「会議の開催」や「調査研究事業」、「啓発事業」など、平成15年度に取り組んだ事業と決算の報告です。決算は、収入総額1千40万6千4百24円で、その内訳は、平成14年度からの繰越金が4百13万9千3百91円、県補助金2百58万7千円、預金利息33円です。生じた不足額3百68万円は、均等割30%、人口割70%の割合で4市町村が負担しました。対する支出総額は1千25万4千3百58円で、その内訳は、旅費が26万9千9百円、消耗品や公用車の燃料代、協議会だよりの印刷費等の需用費が4百51万3千9百77円、郵送料や電話代等の役務費が百43万4千21円、事

務所や事務機器、会議室等の使用料・賃借料は2百43万1千9百51円、臨時職員の雇用負担金が百60万4千5百9円で、収入、支出の差引残額15万2千66円は伊勢地区合併協議会予算に引き継ぎました。



■伊勢地区分権システム研究会の調査結果

この調査結果は、任意合併協議会事務局の職員が独自に研究をし、報告書として取りまとめたもので、今後、新市建設計画の検討の際の参考資料として活用されます。

構成は「調査の趣旨」、「分権システムのあり方」、「分権システムのモデル事例」、「導入に向けて」の4章立てとなっています。分権型社会の構築に向けて、市民と行政が一体となって新市の自治に関する基本的な条例を検討し、合併後、概ね5年から10年の間に分権システムの

定着を図ることなどが記述されています。



■委託業者選定委員会の設置及び委託業者選定結果

協議会が発注する概ね50万円以上の委託業務は、選定委員会設置要綱に基づくこととなります。今回、次の3件の業者選定を行いました。

- 新市建設計画作成支援業務：これは、新市建設計画の作成に際し、小委員会の運営補助や計画書の印刷、住民説明会用の概要版の作成といった支援業務を委託するもので、5社を指名して提案コンペ方式で募りました。これに対し、4社から企画提案があり、業者選定委員会での選考の結果、株式会社日本開発研究所三重と3百88万5千円で契約しました。
- 新市例規整備支援業務：これは、合併に伴って新たに約1千の条例・規

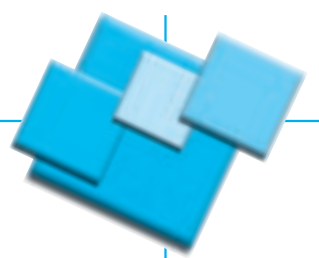
則等の作成が必要となり、その整備支援を委託するものです。この業務も提案コンペ方式で業者を決めることとして2社を指名し、選考の結果、1万5百円で株式会社ぎょうせいと契約しました。

- 電算システム統合化調整業務：これは、電算システムの統合化に向けた方針の作成など、4市町村の電算システムの基礎的な調査を行うものです。電算システムの統合は、市町村合併で最も範囲が広く複雑で、時間のかかる業務です。現在、4市町村の住民情報などの基幹的な電算システムは、株式会社松阪電子計算センターのものを利用して



◀傍聴席が満員の第2回協議会





審議事項

■平成15年度伊勢地区合併協議会決算認定

これは3月1日に設立した伊勢地区合併協議会の3月分の決算の審議で、歳入総額14万4千円、歳出総額11万9千9百25円、差し引き2万4千75円を平成16年度へ繰り越すものです。歳入の14万4千円は市町村負担金で、均



▲5月27日に「いせトピア」で開催した第2回協議会

等割30%と人口割70%の率で4市町村が負担（伊勢市8万6千円、二見町1万7千円、小俣町2万4千円、御園村1万7千円）。対する歳出は、会議費が8万3千4百40円、事務局費が3万6千4百85円でした。会議費は委員報酬や会場使用料など第1回協議会の開催経費、事務局費は協議会の看板や会長・事務局長の印、受付印の購入代です。なお、繰越金2万4千75円は、任意合併協議会からの引継金15万2千66円とともに、補正予算措置をします。

これについては、5月10日に監査を受け、その結果、小俣町の前田監査委員から「適正に運用されている」との報告がありました。



提案事項

今回は、「議会議員の定数及び任期」や「地方税」、

「一般職の職員の身分」、「特別職の職員の身分」、「事務組織及び機構」など、9件を提案しました。これらの「提案事項」は、その場では決定せず、各

第3回協議会

「合併の方式」や「期日」、「新市の名称」などを協議

6月10日には第3回協議会を県営サンアリーナで開催しました。「合併の方式」や「合併の期日」など、合併協定項目の本格的な協議も始まり、各委員から様々な意見が寄せられました。また、次回で協議する5件の提案も行いました。

協議事項

「合併の方式」、「合併の期日」、「新市の名称」、「新市の事務所の位置」の4件は、3月25日の第1回協議会で提案し、これまでの間、各市町村議会等でその内容について検討されてきたものです。協議の結果、「合併の方式」と「合併の期日」、「新

市町村に持ち帰って協議・検討した後、次々回（6月24日）の協議会で「協議事項」として協議し、決定することになります。

市の名称」は原案通り確認しましたが、「新市の事務所の位置」は事務局に差し戻しとなりました。

■合併の方式

「合併の方式」には「新設合併」と「編入合併」の2つの形態があり、どちらの方式を選択するかは、今後、合併協議を進めていく上で非常に重要になります。「新設合併」は、二つ以上の市町村を廃止し、その区域に新たに一つの市町村を置くことで、「対等合併」とも言われます。また、「編入合併」は、一つ以上の市町村を廃止して、その区域を他の市町村の区域に編入することです。「吸収合併」とも言われます。

▼【表1】庁舎の利用方式

方式	概要	メリット	デメリット
本庁方式	<ul style="list-style-type: none"> 現在の市町村の組織機構・機能を1カ所の庁舎に集約する方式 残りの庁舎は、窓口的な機能しか持たない支所又は出張所とする 	<ul style="list-style-type: none"> マンパワーが活用でき、事務の効率化が図れる 住民に与える新市誕生の印象は強い 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設で対応できない場合、新庁舎建設のなど、多大な費用が必要となる 周辺地域への応急サービスが遅滞する恐れがある
分庁方式	<ul style="list-style-type: none"> 現在の市町村の組織機構・機能を業務部門により複数の庁舎に振り分ける方式 【例】教育・商工部門⇒A市 総務・建設部門⇒B町 福祉・農林部門⇒C村 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の利用のため建設費用は少なく済む(改装費程度) 	<ul style="list-style-type: none"> 業務部門ごとに窓口が分散するため、住民にとって不便 管理上、非効率である
総合支所方式	<ul style="list-style-type: none"> 管理部門や事務局部門を除き、現在の市町村の庁舎における組織機構・機能をそのまま残す方式 	<ul style="list-style-type: none"> 住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供でき、違和感がない 	<ul style="list-style-type: none"> 職員数が現行程度必要で、合併による事務効率化が図りにくい 新市の一体感が醸成され難い 住民への新市誕生の印象が弱い

協議の結果、「合併の方式」は、伊勢市、二見町、小俣町、御園村を廃止し、その区域で新しい市を設置する「新設（対等）合併」とします。



■合併の期日

5月26日に合併特例法の一部改正法が公布され、財政支援措置等を定める経過措置の適用を受けるためには、平成17年3月31日までに市町村議会の議決を経て、県知事へ合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併すればよいこととなりました。また、「合併の期日」は、様々な手続きや住民の合意形成に要する時間、協議会の進捗状況等を総合的に判断し、決定していく必要があります。

そこで、基本的には、合併特例法の優遇措置の適用を受けることができ、期限内での合併を目指し、遅くとも平成17年3月31日までに議決を得て、平成18年3月31日までに合併することとします。ただし、具体的な期日は、改めて協議会で協議し、決定します。



■新市の名称

「新設合併」の場合、市町村の法人格が消滅するため、「新市の名称」の協議が必要です。提案は、「協議会で協議して決定すること」としていましたが、委員から「住民アンケート」の実施についての意見がありました。

そこで、「新市の名称」は、住民に公募し、応募のあった中から候補作品を数点選定した上で、協議会で決定することとします。



■新市の事務所の位置

「新設合併」の場合は、新たに新市の事務所の位置を決める必要があり、地方自治法にも「事務所の位置を決める場合には、住民の利用にとって最も便利であるように、また交通事情、官公署との関係等に適当な考慮を払い、条例で定めなければならない」と規定されています。

調整案は、「新市の事

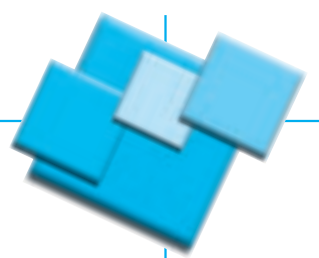
務所の位置は、現伊勢市役所とする。二見町、小俣町、御園村の現庁舎については、地域振興機能を有する総合支所として活用し、一部、分庁方式とする【表1】こととして

ていましたが、協議の結果、行財政改革を進め、合併後の行政組織のスリム化を図っていく上で、一部に「分庁方式」を採用することが適切かどうかを再度、助役会・幹事会で検討し、それを基にできるだけ早い段階で再協議することとします。

提案事項

今回は、「公共的団体等の取扱い」と「町、字の区域及び名称の取扱い」、「人権政策事業」、「商工・観光関係事業」、「その他事業」の5件を提案しました。これらは、各市町村で協議・検討され、7月8日の第5回協議会で改めて協議します。





第4回協議

「議員の定数・任期」や「職員の身分」などを協議

6月24日、第4回協議会を県営サンアリーナで開催しました。「合併関連三法」の概要説明に続いて、継続協議の「新市の事務所の位置」と第2回協議会で提案した「議会員の定数及び任期」、「地方税」、「一般職の職員の身分」、「特別職の職員の身分」などの9項目を新たに協議しました。また、報告事項3件と5件の提案も行いました。

参議院で可決・成立、5月26日に公布されています。

●市町村の合併の特例等に関する法律…これは、従来の「合併特例法」が平成17年3月31日で失効することから新たに制定された法律で、「合併新法」とも呼ばれ、「合併特例区制度等の創設」、「障害除去のための特例措置」、「合併推進のための方策」が規定されています。

●市町村の合併の特例に関する法律…一般的に「合併特例法」と呼ばれるこの法律は、平成17年3月31日で失効します。しかし、経過措置により、平成17年3月31日までに各市町村議会の議決を経て、知事に合併申請をし、平成18年3月31日までに合併をすれば、現行「合併特例法」の優遇制度の適用が受けられることになりました。

●地方自治法の一部を改正する法律…「地域自治区の創設」や「収入役制度の改正」、「議会の定例会の招集回数数の自由化」

などの内容で、「地方自治法」が改正されました。具体的には、住民自治の強化などを目的に、法人格を持たない「地域自治区」を設置し、住民の意見を反映しながら市町村の事務を分掌していくことができるようになりました。また、現在、市町村が都道府県の事務の一部を処理するために、都道府県が事務処理の特例条例を定めなければなりません。今回の改正により、その条例の制定を市町村から要請できるとなりました。そして、現在、町村についてのみ、収入役を置かないことが可能になっていくもの、10万人未満程度の政令で定める市にまで拡大されました。更に、市町村議会の定例会は年4回以内の条例で定める回数となっていますが、この招集回数の上限が撤廃され、定例会の開催回数は各地方公共団体の条例に委ねられることになりました。

◀6月10日の第3回協議会



要説明

●「合併関連三法」の概要
前回の第3回協議会で説明を求められたことによるもので、「合併関連三法」とは「市町村の合併の特例等に関する法律」、「市町村の合併の特例に関する法律」の二つを改正する法律、「地方自治法の一部を改正する法律」を言います。これらは平成16年3月9日に閣議決定され、5月19日には

参議院で可決・成立、5月26日に公布されています。

●市町村の合併の特例等に関する法律…これは、従来の「合併特例法」が平成17年3月31日で失効することから新たに制定された法律で、「合併新法」とも呼ばれ、「合併特例区制度等の創設」、「障害除去のための特例措置」、「合併推進のための方策」が規定されています。

●地方自治法の一部を改正する法律…「地域自治区の創設」や「収入役制度の改正」、「議会の定例会の招集回数数の自由化」

などの内容で、「地方自治法」が改正されました。具体的には、住民自治の強化などを目的に、法人格を持たない「地域自治区」を設置し、住民の意見を反映しながら市町村の事務を分掌していくことができるようになりました。また、現在、市町村が都道府県の事務の一部を処理するために、都道府県が事務処理の特例条例を定めなければなりません。今回の改正により、その条例の制定を市町村から要請できるとなりました。そして、現在、町村についてのみ、収入役を置かないことが可能になっていくもの、10万人未満程度の政令で定める市にまで拡大されました。更に、市町村議会の定例会は年4回以内の条例で定める回数となっていますが、この招集回数の上限が撤廃され、定例会の開催回数は各地方公共団体の条例に委ねられることになりました。

▼【表3】納税証明手数料

手数料区分	伊勢市	二見町	小俣町	御園村
所得証明	200円	伊勢市と同じ	伊勢市と同じ	伊勢市と同じ
納税証明	200円	伊勢市と同じ	伊勢市と同じ	伊勢市と同じ
課税証明	200円	伊勢市と同じ	伊勢市と同じ	伊勢市と同じ
(固定資産) 評価証明	土地5筆まで、建物3棟まで 200円	土地・建物7件まで 200円	土地7件まで 200円 建物7件まで 200円	土地・建物5件まで 200円
	1筆または1棟増えるごと 20円加算	追加7件までごと 200円加算	追加7件ごとまで 200円加算	追加5件までごと 200円
(公租) 公課証明	土地5筆まで、建物3棟まで 200円	土地・建物7件まで 200円	土地7件まで 200円 建物7件まで 200円	土地・建物5件まで 200円
	1筆または1棟増えるごと 20円加算	追加7件までごと 200円加算	追加7件ごとまで 200円加算	追加5件までごと 200円
事業(営業)証明	200円	伊勢市と同じ	伊勢市と同じ	伊勢市と同じ
租税(住宅用家屋)証明	1,300円	伊勢市と同じ	伊勢市と同じ	伊勢市と同じ

協議事項

第2回協議会で提案した「議員定数と任期」や「地方税」「職員の身分」「特別職の身分」など10件について協議しました。新市にとって重要な問題を多く含み、「新市の事務所の位置」と「議員定数と任期」は継続協議に、「職員の身分」は事務局へ差し戻しとなりました。そのほかは原案通り確認しました。

これは、第3回協議会で差し戻しとなったため、改めて提案したものです。協議会で出た意見を踏まえ、その後、助役会・幹事会で再度調整をし、「新市の事務所の位置は現伊勢市役所とし、二見町、小俣町、御園村の現庁舎は現行のサービス水準を低下させないように、当分の間、

地域振興機能を持つ総合支所として活用し、新市の行財政改革の進捗に合わせ随時見直しを行う」としました。この提案は、各市町村で検討のうえ次回協議会で協議することとして、継続協議になりました。

■議会の議員の定数及び任期

新設合併の場合、議会の議員は合併市町村の廃止と同時に失職しますが、市町村の合併の特例に関する法律第6条(定数特例)及び第7条(在任特例)の特例措置を適用するかどうか、報酬の額も含め、協議会で決定することとしています【表2】。しかし、協議の結果、もう一度各議会の意見を確認し、次回、協議会で再協議することになりました。



▼【表2】三重県下の市の議長等の報酬額

(平成16年1月1日現在・人口はH12年国勢調査) 単位：人・円

市名	人口	議長	副議長	議員
津市	163,246	670,000	610,000	550,000
四日市市	291,105	707,000	644,000	603,000
松阪市	123,727	570,000	509,000	450,000
桑名市	108,378	590,000	510,000	460,000
上野市	61,493	530,000	467,000	423,000
鈴鹿市	186,151	620,000	545,000	490,000
名張市	83,291	583,000	502,000	460,000
尾鷲市	23,683	425,000	353,000	321,000
亀山市	39,334	495,000	420,000	390,000
鳥羽市	24,945	445,000	377,000	337,000
熊野市	20,898	440,000	370,000	340,000
久居市	41,063	510,000	435,000	400,000
新市	136,173			
伊勢市	100,145	567,000	509,000	451,000
二見町	8,978	290,000	220,000	200,000
小俣町	18,125	290,000	222,000	200,000
御園村	8,925	270,000	205,000	185,000

■地方税の取扱い

「地方税」では、これまで「市町村民税」の個人均等割が大きな調整課題となっていました。地方税法の改正で今年4月1日から4市町村とも同額になり、調整の必要がなくなりました。また、「都市計画税」は、合併後も5年間現行の通りとし、その間、都市計画事業の見直しと、受益と負担の適正を図り、新市の一体化に向けて整理していくこととします。そのほか、「伊勢法人

会支部事業助成」と「伊勢青色申告会支部助成」は、合併時に廃止する方向で調整。「各種証明手数料」は、評価証明と公課証明は二見町に合わせ、そのほかは現行通りとします【表3】。また、「伊勢志摩市町村税等滞納整理組合」は、合併時に脱税の方向で調整し、「三重地方税管理回収機構」は、合併後も新市として加入することとします。





▼【表4】4市町村の職員数の現況(平成16年4月1日現在)

単位：人

区 分	伊勢市		二見町		小俣町		御園村		備 考
	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	
市町村長部局の職員	749	688	84	83	93	86	80	75	
議会事務局の職員	9	8	2	2	2	2	3	2	
選挙管理委員会事務局の職員	4	4	1	(兼)1	3	(兼)3	2	(兼)2	
監査委員事務局の職員	3	3	1	(兼)1	2	1	2	(兼)2	
農業委員会事務局の職員	5	5	2	(兼)2	3	(兼)1	3	(兼)1	
公平委員会事務局の職員	(兼)3	(兼)3	-	-	-	-	-	-	
教育委員会事務局の職員	162	124	18	17	40	25	20	10	教育機関含む
地方公営企業会計の職員	476	438	4	4	10	7	-	-	水道・病院
消 防 職 員	172	172	-	-	-	-	-	-	
合 計	1,580	1,442	112	106	153	121	110	87	

■一般職の職員の身分の取扱い
 本来、一般職の職員は、市町村の法人格の消滅と同時に失職することになります。が、「合併特例法」

の規定により、すべて新市の職員として引き継ぎます。ただし、合併の趣旨に照らした職員数の問題、4市町村間での処遇、給与格差など、多くの課題があるため、任意合併協議会の中の検討委員会が作成した「庁舎・機構等の調整方針」を尊重しつつ、今後、調整を進めます。具体的には、職員数は新市で定員適正化計画を策定して定員管理に努め、職名・職務は合併時に統一します。給与は現給を保障するものの、職員の処遇、給与の適正化の観点から、その基準を統一するとともに、給料格差の是正に努めることとしています。しかし、職員数の問題や市と町村間の労務職の給料表の格差、給与の現給保障などに対する厳しい意見があり、再度協議するとして、事務局に差し戻すことになりました

【表4】 【表5】



■特別職の職員の身分の取扱い
 特別職の職員（議員、消防団員を除く）

に關しては、法令の定めにより、その設置、人数、任期、報酬等を次の通り調整します。
 ①市長、助役、収入役、教育長、病院事業管理者の任期等は法令の定めにより、給料は伊勢市の例に基づいて調整します。
 ②行政委員会
 は新市にも設置し、委員の報酬額は現行の業務に照らし合わせて調整します。
 ③その他の審議会・委員会等の附属機関のうち、引き続き新市で設置する必要のあるものは、現

▼【表5】4市町村の職員の初任給等の現況

項目	伊勢市		二見町		小俣町		御園村	
給料表	一般職 行(→)9級制 医療職 医(→)4級制		一般職 行(→)8級制 単純労務職 行(→)1級制		一般職 行(→)8級制 単純労務職 行(→)4級制		一般職 行(→)8級制 単純労務職 行(→)1級制	
初任給(行一)	大卒 177,400円 短大卒 164,000円 高卒 148,500円		大卒 170,700円 短大卒 148,500円 高卒 138,800円		大卒 177,400円 短大卒 160,200円 高卒 148,500円		大卒 160,200円 短大卒 148,500円 高卒 138,800円	
手当	扶養・調整・管理職・管理職員特別勤務・通勤・住居・期末・勤勉・時間外勤務・休日給・夜間勤務・宿日直・特殊勤務		扶養・管理職・管理職員特別勤務・通勤・住居・期末・勤勉・時間外勤務・夜間勤務・休日勤務・宿日直・特殊勤務		扶養・管理職・管理職員特別勤務・通勤・住居・期末・勤勉・時間外勤務・夜間勤務・休日勤務・宿日直・特殊勤務		扶養・管理職・管理職員特別勤務・通勤・住居・期末・勤勉・時間外勤務・夜間勤務・休日勤務・宿日直	
ラスパイレス指数(平成15年度)	100.6		96.2		98.2		97.2	
勤奨退職制度	(注)ラスパイレス指数…国家公務員を基準として地方公務員の一般行政職の平均給与額を学歴別、経験年数別に比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したもの							
	4市町村とも制度有(二見町、小俣町、御園村は三重県市町村職員退職手当組合に加入)							

行の任期や報酬額を基に調整し、新市において設置します【表6】



▼【表6】三重県下の市の特別職等の給与・報酬額（人口はH12国勢調査）
単位：人・円

市名	人口	市長	助役	収入役	企業管理者	教育長	備考
津市	163,246	1,130,000	870,000	740,000	507,400	740,000	
四日市市	291,105	1,126,000	924,000	811,000	688,000	664,500	
松阪市	123,727	1,013,000	795,000	690,000	486,900	704,000	
桑名市	108,378	1,040,000	790,000	680,000	654,000	649,000	
上野市	61,493	996,000	772,000	684,000	491,000	656,000	
鈴鹿市	186,151	1,070,000	825,000	715,000	613,000	715,000	
名張市	83,291	1,040,000	793,000	703,000	670,000	680,000	
尾鷲市	23,683	900,000	712,000	653,000		660,000	
亀山市	39,334	995,000	745,000	690,000		690,000	
鳥羽市	24,945	890,000	688,000	615,000		648,000	
熊野市	20,898	900,000	730,000	655,000		655,000	
久居市	41,063	1,000,000	750,000	690,000		690,000	
新市	136,173	1,013,000	785,000	683,000	683,000	683,000	
伊勢市	100,145	1,013,000	785,000	683,000	683,000	683,000	H16. 1. 1適用
二見町	8,978	790,000	600,000	560,000		525,000	H15.12. 1適用
小俣町	18,125	790,000	597,000	567,000		532,000	H15.12.1 適用
御園村	8,925	810,000	600,000	570,000		530,000	H 9. 4. 1適用

■**条例、規則等の取扱い**
新設合併の場合、従来の市町村が消滅し、特別職の身分と同様、4市町村の現在の条例、規則等は全てその効力を失うため、新市で新たに制定・施行する必要があります。そこで、条例、規則等は、新市の事務事業に支障を

きたさないよう、いずれかを基本に調整・統一します。また、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、「合併と同時に市長職務執行者の専決処分権により、即時制定し、施行するもの」と「合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの」、「合併後、逐次制定し、施行するもの」の三つに区分し、整備します。

■**事務組織及び機構の取扱い**



事務組織・機構は、新市の事務所の位置や現在の庁舎の利用方法等と大いに関係するため、任意合併協議会で作成した「庁舎・機構等の調整方針」を踏まえ、更に総合的に検討していく必要があります。そこで、新市の組織は住民サービスが低下しないよう十分に配慮し、事務組織・機構は今後、専門部会等で「新



▶6月24日の第4回協議会

市における事務組織・機構の整備方針」を作成し、それに基づいて整備することとします。



■**慣行の取扱い**

市章、市民憲章、市の花、木は、新市において定め、各種の宣言は新市において調整することとします。ただし、市章については、新市発足と同時に市章が使えるよう、それまでに検討することとします。



▼【表7】団員報酬（年額） 単位：円

階級	伊勢市	二見町	小俣町	御園村
団長	82,000	113,000	115,000	110,000
副団長	68,500	81,000	89,000	77,300
分団長	50,000	61,000	68,000	58,300
副分団長	45,000	—	53,500	—
部長	36,500	—	42,500	—
班長	36,500	39,000	42,500	41,200
団員	35,500	26,000	42,500	25,600

■**消防団の取扱い**
消防団は合併時に統合するものとし、報酬は各役職とも交付税措置額の伊勢市の例によることとします【表7】。また、出場手当等は「災害」の場合が1回6千円、「警戒」と「訓練」が5千円、「その他」の場合が4千円と、4区分に整理することとします。





▶6月24日の第4回協議会

■電算システム事業

現在、各市町村で稼働中の電算システムは百31あり、住民生活に直接影響するものも多く含まれます。各業務システムの統一に当たっては、安定した運用を第一に、4市町村のいずれかで導入しているシステムに合わせることを原則とします。また、住民情報、財務会計、文書管理、グループウェア、インターネットの各システムは、伊勢市の現有システムに統一することとします。

報告事項



住民生活や住民サービスに比較的影響の少ない事務事業の項目等は、報告事項として一括して協議会に報告し、承認を得ることとしています。今回は、「地方税の取扱い」、「消防団の取扱い」、「電算システム事業」の3件を報告しました。

■地方税の取扱いの調整

内容

個人市町村民税の均等割と所得割、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税、入湯税の各税率は、いずれも法律で定められた標準税率を用いているため、現行の通りとします。また、納期は、住民の利便性を考慮しつつ統一します。納付書等の発送業務は、地区担任事務員、地区連絡員を通じて配付しているところもありますが、すべて郵送の方向で調整します。申告受付業務は、従来通り各施設で対応します。



■消防団の取扱いの調整

内容

調整方針の主なものとして、4市町村で若干の差異のある「消防団員の家族報奨金」は伊勢市の例により調整し、伊勢市のみで実施している「消防団員の健康診断」は廃止の方向で調整します。「団

合併に関する皆さんの声

— 寄せられたご意見を紹介します —

協議会では、市町村合併に関する皆さんの意見・提案・感想などを募集しています。

いただいた意見や提案などは、現在、ホームページの「お便りコーナー」で公開しています。ぜひ、ご覧ください。今回、その一部を抜粋してご紹介します。

* * *

◇市町村合併をもっと早くと望んでいた一人です。火の消えたような伊勢市駅界隈を夕方通り、不安を感じました。怖い思いをしました。伊勢市駅は、今まで伊勢の窓口、伊勢の顔だったのにと思いなから、しばらく立ち止まり四方を見ながらついつい以前を思い出し、寂しく、良き活性化を願いました。一日も早く伊勢市、二見町、小俣町、御園村の方々と共に力を合わせて、自分の村も、私の町

もと一人ひとりがしっかりと手と手を合わせ、しっかりと結び、一つになって活性化を願います。ぜひぜひ合併を。(伊勢市/女性/70歳以上)

◇議員在任特例期間を6か月以内とし、報酬の優遇特例を認めないようにする。在任特例期間(6か月以内)の早い時期に議員選挙を実施する。住民不在の優遇特例が定められた場合には、住民運動(署名等)を実施したい。合併賛否の住民投票を実施してほしい。(二見町/男性/60代)

◇いつまでも自分達の町だけに固執しないで、広い視野に立ってより良い知恵を出し合い、将来子どもや孫達に誇れる伊勢市に発展させてほしいなと思います。皆さんが叡智を出し合い、最終的には市民のためにという大きな目標を持って真剣に

市町村合併について ご意見をお寄せください

伊勢地区合併協議会では、市町村合併に関するご意見やご提案、協議会だよりをご覧いただいた感想など、皆様からのお便りを募集しています。

この用紙を点線部分で切り取り、のりで貼り付けてポストに投函してください（切手は不要です）。なお、お寄せいただいたご意見等は、協議会だよりやホームページに掲載させていただくことがあります。

◇該当するところを○で囲んでください。

【住所】 伊勢市・二見町・小俣町・御園村
その他

【性別】 男 ・ 女

【年齢】 10代・20代・30代・40代
50代・60代・70歳以上

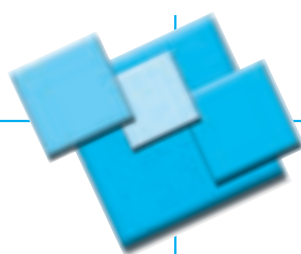
ここに折り

お願い！……楷書で丁寧に書きください

ご意見記入欄

ご意見記入欄

●このご意見を公表してよろしいですか。
はい ・ いいえ



員に対する表彰」は、主に伊勢市の例により整理・調整します。



■電算システム事業の調整内容

現在、各市町村の財務会計・グループウェア・文書管理例規等の「庁内ネットワーク」は、原則的に4市町村の既存のシステムを利用することとします。「光ケーブルネットワークの管理」では、現在の本庁と出先機関のネットワーク

クを既存の4市町村の庁舎間にも広げ、光ケーブルを利用したLAN構築をします。



提案事項

次々回、第6回協議会で協議予定の「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」、「交通関係事業」、「農林水産関係事業」、「商工・観光関係事業（その2）」、「上・下水道事業」の5件を提案しました。

取り組んで下されば、市民も納得して惜しみない協力をすると思います。（小俣町／女性／70歳以上）
◇今回の合併は時代の流れであり賛成する。ただし、市民のためということを決して忘れないでほしい。各市町村の庁舎のリストラを行い、一部は売却したり、賃借に出したりして経費削減を行い、また、職員を大胆に削減して合理化をし、合併効果を大いに出生してもらい

たい。職員を減じなければ、効果のない事業などを行うからである。職員が減れば、そういう余裕がなくなり、最低限の事業しかなくなるからです。議員数も合併と同時に選挙を行ない、給与については4市町村の加重平均で決めるなど、合併特例の既得権を放棄してもらいたい。あくまで市民のための、後世のための合併にこだわってほしい。（御園村／男性／40代）



キリトリ線



キリトリ線

今後の協議会開催予定

— どなたでも傍聴できます —

■第7回協議会

平成16年8月12日(木)は中止します

■第7回協議会

平成16年8月26日(木) 13:30~

■第8回協議会

平成16年9月9日(木) 13:30~

■第9回協議会

平成16年9月24日(金) 13:30~

*会場はすべて「県営サンアリーナ」内の国際会議場になります。

*上記の日程などはあくまでも予定です。傍聴を希望される方は、事前に協議会事務局（☎21-1020）で日時・会場などをご確認ください。

各市町村の合併担当窓口

協議会を構成している各市町村の合併担当窓口は次の通りです。

■伊勢市市町村合併推進課

TEL 0596-21-5538 FAX 0596-21-5605
E-mail gpk-ise@crocus.ocn.ne.jp

■二見町企画課

TEL 0596-42-1111 FAX 0596-43-3754
E-mail info@town.futami.mie.jp

■小俣町総務課

TEL 0596-22-7858 FAX 0596-22-3454
E-mail info@town.obata.mie.jp

■御園村企画室

TEL 0596-22-0235 FAX 0596-28-2404
E-mail misono@amigo.ne.jp

協議会事務局

■伊勢地区合併協議会

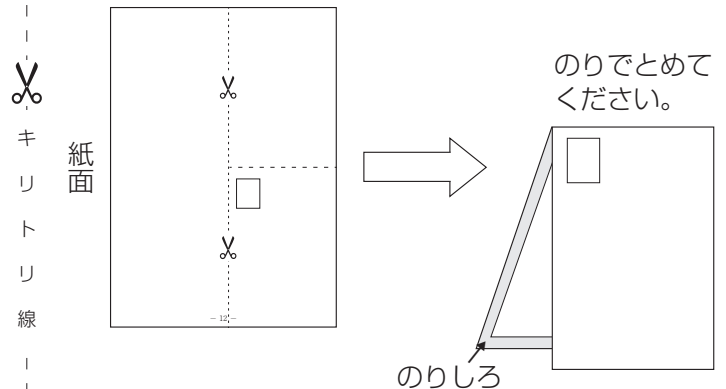
〒516-0021 伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4
三重県営サンアリーナ内

TEL 0596-21-1020 FAX 0596-21-1022
E-mail:ise-gappeikyogi@crocus.ocn.ne.jp
URL <http://www10.ocn.ne.jp/~ifom-gpk/>

これまでの協議会での協議事項などは、随時、ホームページでより詳しく紹介しています。皆さん、ご覧ください。

返信用封筒の作り方

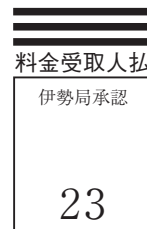
この部分は、協議会へのご意見送付用封筒としてご利用いただけます。
図のように切り取ってのりでおとめてください。



市町村合併に関するご意見をお寄せください。



— やま折り —



届出有効期間
平成17年3月
末日まで

5 1 6 8 7 9 0

伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4
三重県営サンアリーナ内

伊勢地区合併協議会事務局 行



5 1 6 8 7 9 0

10